第41条第1項の次に次の2項を加える。

- 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)に対する事 業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とす る。
 - 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間 (1)の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の

<u> </u>	
各特定信託の各計算期間の所得のうち年 400 万円以下の金額	100分の 5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年 400 万円を超える金額	100分の7.5

(2)その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算 期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金 額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年 400 万円以下の金額	100分の 5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	100分の8.4
各特定信託の各計算期間の所得のうち年 800 万円を超える金額	100分の11

- 法人の行う電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額 は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。 第41条に次の1項を加える。
- 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める金額とする。

 - 第一種事業を行う個人 所得に 100 分の 5 を乗じて得た金額 第二種事業を行う個人 所得に 100 分の 4 を乗じて得た金額
 - 第三種事業 (次号に掲げるものを除く。) を行う個人 所得に 100 分の 5 を乗じ (3)て得た金額
 - 第三種事業のうち法第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業 を行う個人 所得に 100 分の 3 を乗じて得た金額

第 43 条第 1 項各号列記以外の部分中「の所得若しくは収入金額、各特定信託の各計算期 間の所得又は清算所得に係る事業税」を「に係る所得割(第39条第1項第1号アに掲げる 法人にあっては、付加価値割、資本割及び所得割とする。) 若しくは収入割、各特定信託 の各計算期間に係る特定信託所得割又は清算所得に係る所得割」に改め、同項第1号中「第 11 項」を「第 15 項」に改める。

第 45 条を次のように改める。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

- 第 45 条 法第 72 条の 38 の 2 第 1 項の規定による事業税の徴収の猶予を受けようとする法 人は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項各号のいずれかに該当する法人であるこ とを証明する書類を添付して、当該事業税の申告書と併せて、課税地の地域振興局長等 に提出しなければならない。
 - 申請者の所在地及び名称 (1)
 - (2)当該猶予を受けようとする事業税の額及び期間
 - 当該猶予を必要とする理由 (3)
 - 前各号に掲げるものを除くほか、知事が必要と認める事項 (4)
- 法第72条の38の2第5項の規定による事業税の徴収の猶予の期間の延長を受けようと する法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該猶予を受けている期間の末日まで に課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。
 - (1)申請者の所在地及び名称
 - 当該猶予を受けている事業税に係る事業年度及び事業税額並びに期間 当該猶予の期間の延長を必要とする事業税の額及び延長する期間
 - (3)
 - 当該猶予の期間の延長を必要とする理由 (4)
 - (5)前各号に掲げるものを除くほか、知事が必要と認める事項
- 第1項の規定は、法第72条の38の2第6項の規定による徴収の猶予の申請について 準用し、前項の規定は、同条第7項において準用する同条第5項の規定による徴収の猶 予の期間の延長の申請について準用する。
- 第 47 条第 1 項中「行なう」を「行う」に、「第 72 条の 17 第 1 項」を「第 72 条の 49 の 8 第 1 項」に、「第 72 条 の 18 第 1 項」を「第 72 条 の 49 の 10 第 1 項」に、「こ え る」を 「超える」に改め、同条第2項中「第72条の17第6項」を「第72条の49の8第6項」 に改める。

第 48 条の 6 第 1 項中「第 4 項までの」を「第 3 項までの」に、「同条第 2 項から第 4 項 まで」を「同条第2項及び第3項」に改める。

第63条第4項中「第110条第3項」を「第110条第4項」に改める。

附則第4条から第6条の2までを次のように改める。

(配当割の税率の特例)

- 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当 等の額に係る配当割の税率は、第 38 条の 12 の規定にかかわらず、100 分の 3 とする。 (株式等譲渡所得割の税率の特例)
- 第5条 平成 16 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に行われた第 26 条第 1 項第